

改正案

		別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項 関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検 無線局の種別及び無線設備名 航空機局（略） 船舶局（略） 船舶地球局及び航空機地球局（略） 地上基幹放送局（略） 地上一般放送局（略）	
		点検の項目 一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射 又は不要発射の強度 四 空中線電力 隣接チャンネル 五 漏えい電力	
		備考 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む。	
アマチュア局	（略）	（略）	（略）
その他の無線局	（略）	（略）	（略）

現行

		別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項 関係） 第一・第二（同上） 第三 無線設備 一（同上） 二 電気的特性の点検 無線局の種別及び無線設備名 航空機局（同上） 船舶局（同上） 船舶地球局及び航空機地球局（同上） 地上基幹放送局（同上）	
		点検の項目 （同上） （同上） （同上） （同上）	
		備考 （同上） （同上） （同上） （同上）	
アマチュア局	（同上）	（同上）	（同上）
その他の無線局	（同上）	（同上）	（同上）